

信用保証料について

信用保証料

- 信用保証料は、信用保証をご利用いただく際に、信用保証の対価として中小企業者の皆さまよりお支払いいただくものです。なお、信用保証協会は、信用保証料以外の手数料（調査料・相談料等）は一切いただいておりません。
- 信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫の信用保険に付す際に必要となる保険料支払いのほか、代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用するために必要な費用に充当されます。

信用保証料のお支払い方法

- 信用保証料は、原則として融資実行時に貸付金融機関において一括納付していただきます。ただし、分割での納付を希望される場合、「信用保証料分割支払承認依頼書」をご提出いただき保証協会が認めた場合、その保証期間に応じ、次の表に基づき、分割納付も可能としています。なお、分割で納付される場合の2年度目以降の納付時期は、融資実行日の応答日となります。

信用保証料分割支払回数割合表（単位：％）

徴収回次 分割回数（保証期間）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2（2年超4年以内）	75	25								
3（4年超6年以内）	60	30	10							
4（6年超8年以内）	45	35	15	5						
5（8年超10年以内）	35	30	20	10	5					
6（10年超12年以内）	30	20	20	15	10	5				
7（12年超14年以内）	25	20	20	15	10	5	5			
8（14年超16年以内）	20	20	15	15	10	10	5	5		
9（16年超18年以内）	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
10（18年超）	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2
※2（1年超2年以内）	50	50								

※当座貸越根保証・事業者カードローンの新規申込み時及び更新時に限ります

- 保証期限前に保証付融資が完済された場合及び条件変更の内容によっては、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻できる場合があります。

信用保証料率

- 信用保証料率は、中小企業者の皆さまの確定決算内容を評価し、9段階に区分された料率区分（「リスク考慮型基準保証料率」といいます）を判定し、ご利用いただく保証制度で定められている料率区分ごとの信用保証料率を適用いたします。
- このように、9段階の料率にすることで、経営状況が良好な企業には割安となり、厳しい経営環境にある企業にとっても、保証が利用しやすくなり、融資が受けやすくなります。
- また、平成19年10月から「責任共有制度」が導入されたことに伴い、「責任共有制度」の対

象となる保証制度と対象外となる保証制度は、下表のとおり保証料率が異なります。

リスク考慮型基準保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「当座貸越根保証」、「事業者カードローン」を指します

信用保証料率の割引

○信用保証料率には2つの割引制度があります。

【有担保割引】

信用保証に際し、物的担保の提供がある場合、0.1%割引となる場合があります。

【中小企業の会計処理による割引】※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません

次の①、②のいずれかの書類を提出いただいた場合、0.1%割引を行います。

①責任共有制度対象かつ保証料弾力化対象となる保証（特定社債保証をのぞく）をご利用いただく場合、「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について、財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が、適用状況を確認した書類（確認書類については、一定の要件を満たしていることを要します）。

→平成30年3月31日をもって終了します

②会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類

信用保証料の計算

○信用保証料は、貸付金額、信用保証料率、保証期間によって算出されます。

【計算例】

・一括返済の場合（貸付金額 500 万円、信用保証料率 1.15%）

$$\text{信用保証料} = 500 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \text{保証期間（日数）} (\times 1) \div 365$$

・分割返済の場合（貸付金額 500 万円、信用保証料率 1.15%）

$$\text{信用保証料} = 500 \text{ 万円} \times 1.15\% \times \text{回数別係数} (\times 2) \times \text{保証期間（日数）} \div 365$$

※1 保証期間は、貸付実行予定日の翌日から、保証期限日までの総日数となります。

※2 回数別係数は、分割で弁済される場合の返済方法、返済回数により定めた信用保証料を割り引くための掛け目となります。

回数別係数表

分割返済回数	分割返済区分	
	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61